

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第9条第1項 別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部かすみ保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL 0299-63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市かすみ保健福祉センター TEL 0299-64-5240
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	新規作成				
令和3年9月1日	1.対象人数	令和3年2月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2.取扱者数	令和3年2月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和4年7月1日	1.対象人数	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日	2.取扱者数	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	1.対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	2.取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	1.対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2.取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2	事前	
令和6年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第115の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報照会・情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日 デジタル庁・総務省令第九号)(以下、デジタル庁・総務省令第九号) 第13条	事前	
令和7年2月28日	2.特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事前	
令和7年2月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第67条の2	事前	
令和7年2月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	■情報照会・情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日 デジタル庁・総務省令第九号)(以下、デジタル庁・総務省令第九号) 第13条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表153項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条	事前	
令和7年2月28日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年2月28日時点	事前	
令和7年2月28日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年2月28日時点	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年2月28日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できも事務へのアクセス権限を担当職員のものに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年2月28日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年2月28日	令和7年10月1日	事前	